

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
<p style="text-align: center;">○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第5条 第2条に規定する課に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">生涯学習課</th> <th style="width: 15%;">生涯学習推進</th> <th style="width: 70%;">(1) ～ (12) (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">青少年</td> <td> (1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 成人式に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	生涯学習課	生涯学習推進	(1) ～ (12) (略)		青少年	(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 成人式 に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。	<p style="text-align: center;">○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第5条 第2条に規定する課に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">生涯学習課</th> <th style="width: 15%;">生涯学習推進</th> <th style="width: 70%;">(1) ～ (12) (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">青少年</td> <td> (1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 二十歳を祝う会に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	生涯学習課	生涯学習推進	(1) ～ (12) (略)		青少年	(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 二十歳を祝う会 に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。
生涯学習課	生涯学習推進	(1) ～ (12) (略)											
	青少年	(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 成人式 に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。											
生涯学習課	生涯学習推進	(1) ～ (12) (略)											
	青少年	(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 二十歳を祝う会 に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。											

岡谷市教育委員会規則第 号

庁 中 一 般

出 先 機 関

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年8月9日

岡谷市教育委員会

教育長 岩本 博行

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2生涯学習課の部青少年の項分掌事務の欄中「成人式」を「二十歳を祝う会」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。